

近代化産業遺産「銀の馬車道と鉱石の道」探訪ツアー業務 企画提案コンペ募集要項

1 趣旨

日本遺産に認定された「銀の馬車道と鉱石の道」の近代化産業遺産を巡るツアーを実施し、多様な層のツーリズム創出により地域の活性化に繋げることとし、その目的を達成するため、この業務を委託する事業者を選定するための企画提案を募集する。

2 事業委託の対象者

(1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- ① 民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人、事業協同組合等）のほか、権利能力なき社団、有限責任事業組合、民法上の組合、事業を適切に運営できる個人事業主（以下「事業者等」という。）
- ② 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。
- ③ 事業の実施にあたり、鉱石の道推進協議会との打ち合わせ等に適切に対応できる事業者等であること。

(2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、公募に参加する資格を有しない。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- ② 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- ④ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑥ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業要件

業務仕様書に沿って応募者自らが企画する事業であって、鉱石の道推進協議会が委託する事業として公序良俗に反するものでないこと。

4 事業費

事業費は1,080,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

予算の範囲内で、提案内容に応じて1事業者と契約する予定である。

5 事業期間

契約日から平成30年3月31日まで

6 企画提案にかかる手続き

(1) 配布及び受付期間

平成29年5月24日（水）から平成29年6月16日（金）までの間（土・日を除く。）に事務局に持参又は郵送すること。

各日とも午前9時から午後5時までとする。

ア 配布方法

原則、事務局での配布とする。

（募集要項、仕様書、応募図書等は、鉱石の道推進協議会ホームページよりダウンロード可能）

イ 受付方法

事務局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。FAX、電子メールでの提出は不可

(2) 募集要項の内容に関する質疑及び回答

質問は、次の方法により受け付ける。

① 受付期間

平成29年5月24日（水）から平成29年6月2日（金）午後5時まで

② 質問方法

電子メールにより提出

※ FAX、電話での問い合わせは受け付けない。

③ 提出先

鉱石の道推進協議会事務局 三嶋、藪下

（兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課）

E-mail tajimachiiki@pref.hyogo.lg.jp

④ 回答方法

平成29年6月7日（水）中に応募者全員に対して電子メールで回答する。

⑤ その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 電子メールのタイトルに「【質問】近代化産業遺産ツアー業務」と明記すること。

(3) 提出書類及び提出部数

応募図書は、この募集要項のほか、業務仕様書、様式等の関連資料に基づき作成の上、提出すること。

① 応募申請書（様式1） 8部

② 企画書（任意様式、A4片面印刷） 8部

③ 見積書（任意様式、A4片面印刷） 8部

④ その他、提案内容を説明する書類（これまでの実績等）

（任意様式、A4片面印刷） 8部

(4) 費用負担

提案書の作成及び提出に要する経費は事業者等の負担とする。

(5) 応募に関する留意事項

応募図書は、理由の如何を問わず、返却しない。

(6) 審査方法

近代化産業遺産「銀の馬車道と鉱石の道」探訪ツアー業務企画提案コンペ審査委員会を設置し、審査の上、事業者を選定する。

7 対象事業（受託事業者）の選定

(1) 選定方法

応募のあった提案事業は、以下に掲げる内容等にポイントをおいて、総合的に評価し、選定する。

- ① 基本事項：事業内容の妥当性や実行可能性等
- ② 事業効果：「銀の馬車道と鉱石の道」のPR効果、費用対効果等
- ③ 企画・発展性：企画等のアイデア、構成の魅力・発展性等
- ④ 実施体制：ノウハウや実績、関係団体等との協力関係の見込み等
- ⑤ その他：その他事業を遂行するに当たっての創意工夫等

(2) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、文書により通知する。

(3) 審査対象からの除外（失格事由）

- ① 「2事業委託の対象者」に該当しない場合。
- ② 要項に違反又は著しく逸脱した場合。
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- ⑤ その他、提案結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと。

(4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出依頼、ヒアリング等を行う場合がある。

8 採択の取消し

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、採択を取り消す場合がある。

9 委託契約の締結

- (1) 鉱石の道推進協議会は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (2) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は後日示す。
- (3) 契約締結は、選定結果通知後すみやかに行うものとし、契約締結後は、契約書及び仕様書に従って事業を実施する。

10 契約の解除

委託契約に記載の条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全部の返還が必要となる場合がある。

11 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 事業者等は、本事業が鉱石の道推進協議会との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、労働関係帳簿類（採用関係含む。）、通帳並びに業務日誌等）を事業終了後5年間保存すること。
- (3) 本事業については、事業終了後も含めて兵庫県監査委員の検査対象となるため、事業者等は、検査に協力すること。
- (4) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。

12 その他の留意事項

事業の全部又は一部を鉱石の道推進協議会の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。

13 事務局

鉱石の道推進協議会事務局 三嶋、藪下
(兵庫県但馬県民局地域政策室地域づくり課)
〒668-0025 兵庫県豊岡市幸町7-11 兵庫県豊岡総合庁舎内
TEL 0796-34-6126 FAX 0796-23-1476
E-mail tajimachiiki@pref.hyogo.lg.jp

【配付書類一覧】

募集要項（この資料） A4判5頁
業務仕様書 A4判1頁
提出書類（応募図書） A4判2頁

【スケジュール】

5月24日（水）～6月16日（金）	募集期間
6月中旬～6月下旬	審査会実施
6月下旬	委託先決定、通知、委託契約
6月下旬～	企画、商品造成、ツアー実施
3月31日（土）	実績報告書提出